

## 札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第24回）議事概要

### 1 日時

平成22年2月24日（水）午後3時から午後5時まで

### 2 場所

札幌地方裁判所別館4階共用会議室

### 3 出席者

（委員）石川 學，今川かおる，梅津和宏，岡 俊介，嶋原文雄，田中祥子，玉木 健，肘井博行，松井英美子，吉田克己（五十音順 敬称略）

（説明者）判事古久保正人，判事中川綾子，事務局長矢野哲郎，民事首席書記官上田俊明

（庶務）織田裕彦，阿子島 恵，安藤正樹，夕下広士

### 4 議事トピックス

(1) 第24回委員会においては，中川判事から刑事第2部でこれまで審理した裁判員裁判の経過について報告がなされ，質疑応答がありました。

(2) 次に，古久保判事から，札幌地方裁判所における医療関係訴訟における実情について報告がなされ，質疑応答がありました。

(3) 次回委員会におけるテーマについては，「これまでの地方裁判所委員会での協議結果」について検証することと，「検察審査制度の現状等」について協議することとなりました。

（議事概要は，次ページ以降に記載しています。）

## 5 議事等

(以下、発言者は、 : 説明者, : 委員長, : 委員, : 庶務と表示)

### (1) 裁判員裁判の経過報告

刑事2部中川綾子判事から、裁判員裁判実施後に刑事2部が担当した対象事件4件について報告がなされた。報告事項の概要は、次のとおりである。

- ・ 事件の概要
- ・ 問題点(争点)
- ・ 裁判員候補者の出頭率
- ・ 裁判員経験者の感想

釧路地裁など、管轄区域が広範囲の場合における裁判員候補者の出頭率はどのくらいですか。

他の裁判所における出頭率について正確な数字までは分かりませんが、選任手続を公判日前日の午後に設定するなどの工夫をしていると聞いています。

出頭率については、出頭予定者を母数に算出すると8割以上となりますが、呼出者を母数にするとかなり低くなります。出頭率を算出するときには、呼出者を母数にしないと正確な数字は分からないのではないのでしょうか。

呼出者から、死亡している者や転居先が不明な者等の実際には呼出しができなかった者、そのほか、病気や仕事の都合で出頭が困難な者、70歳以上の者で辞退した者等、出頭しないことがやむを得ない場合には呼出しを取り消しています。以上を控除した数字が出頭予定者数です。出頭率は、実際に来ることのできる人の中で何人が出頭したのかというものであるため、出頭予定者を母数としています。

それであれば「出頭」よりも、「出席」とした方が分かりやすいのではないのでしょうか。

確かにそうかもしれませんが、法律上「出頭」という用語を使用しているため、それに合わせています。

評議において、裁判員が裁判官の意見などになびくことはないのですか。

裁判員の皆さんは、それぞれの観点から疑問点を活発に議論しており、少なくとも私が関与した評議においてはそのようなことはありませんでした。

ケースバイケースとは思いますが、裁判員裁判では従来よりも量刑に変化はないのでしょうか。

従来裁判においても、量刑には幅がありました。確かに、その幅は狭かったかもしれませんが、裁判員裁判では従来よりも広くなることは想定内のことです。これまでの経験では、量刑は落ち着くところに落ち着いていると感じています。

裁判官が評議をリードしていることはありませんか。

裁判官も発言はしていますが、評議結果は全員が議論していく中で自然と形成されています。量刑検索システムによる検索結果を見せることもありますが、お見せする際には、これはあくまでも参考であり、この結果にとらわれることはないと言明しています。そうでなければ、一般市民に参加していただく意味がないと思っています。

マスコミの立場からも、死刑以外の求刑事案では量刑が重くなる、死刑か無期の求刑事案では死刑が選択されるのではないかと考えていました。

話は変わりますが、釧路、函館のように管轄が広範囲の場合や離島が含まれる場合における選任手続について問題があると思います。このような地域に住んでいる者は、出頭するのに非常に困難を伴います。このままでは裁判員になることが好きな人というか、意欲的な人しか出頭しなくなってしまうのではないのでしょうか。裁判員制度は、様々な立場の人に参加してもらわなければ意味を失ってしまうのではないかと考えています。

離島に住んでいる人が出頭しづらいというのは、非常によく分かります。私が担当した事件では、当初、必ずしも裁判員になることに積極的な人ばかりではありませんでした。

選任手続への呼出人数は多すぎないでしょうか。

補充裁判員も選任する必要があることのほか、「理由なし不選任」という制度があります。また、病気などにより急遽出頭できなくなる者もいるため、現在の人数は適正なものと考えています。

量刑判断に裁判員が加わる意義を感じたことはありますか。

裁判員の方の意見を聞いていて、非常にいい意見が出る場合があります。一般の市民が量刑判断に関与することに不安を抱く向きもあるかもしれませんが、これまでの裁判員の方々は、突拍子もないことを発言されることもなく、過去の量刑結果を見せるか否かに関わらず、量刑結果が重くなることもありませんでした。

否認事件は、被告人が本当にやったか否かを見極めなければならず、非常に大変ではないでしょうか。

そのとおりであり、非常に重いものと考えています。

刑事裁判は元々重いものであり、証拠を読む力というものは、裁判員も裁判官も変わりがないと思います。冤罪をどのように無くすのかは、捜査のあり方も含め制度的な問題が大きいと思います。

否認していなければ有罪が前提となって審理されるのでしょうか。

否認をしていなくても、証拠がきちんとあるかをチェックし、それから量刑の判断に移行しています。

被害者参加制度についてですが、被告人に恨みを抱いている場合には危険性はないのでしょうか。

事前の打ち合わせの際には検察官も同席しており、感情的な行動は取らないように注意しています。現在までの公判における参加人は、悔しいという思いを持っていたと思いますが、感情を抑えていました。

弁護士としては、参加人がいるとやりにくいことは間違いありません。やはり、裁判員が参加人の意見等をどのように受け止めるかが気にかかります。

被害者参加人が、被害者はすばらしい人だったという意見を述べることがあると思いますが、そのような意見を述べる者がいない場合と比べて、不均衡ではないのでしょうか。

そのような意見を述べることは確かですが、過激な意見もなく、あったとしても段々と淘汰されるものだと思います。

検察から見ると、これまでの被害者には、情報が全く入らず、それによるストレスがありました。被害者参加制度において被害者にも情報が入ることになり納得を得るようになっていきます。審理において、被害者がいるから云々と言うことはありません。大変な点もありますが、いい制度であると考えています。

当初は心配していた点もありましたが、実際に裁判員になられた方々は非常にレベルが高く、危惧していた点は今のところ杞憂に帰したかと感じています。この制度も始まったばかりで、先ほどの用語の問題を含め、改善すべきことがあるかもしれませんが、そのために法改正も予定されているところです。これからも、よりよい裁判を実施することに心がけていきます。

## (2) 医療関係訴訟の実情に関する報告

民事2部古久保正人判事から、札幌地裁における医療関係訴訟の実情について報告がなされた。報告事項の概要は、次のとおりである。

- ・ 事件数等
- ・ 審理期間
- ・ 終局事由
- ・ 専門家の関与
- ・ 事件の種類
- ・ 医療訴訟提起の原因等
- ・ 説明義務

- ・ 判断の枠組み等
- ・ 現状における問題点等

鑑定人は一人でしょうか。

一人のことが多いですが、専門の科がまたがれば2人とすることもあります。

東京地裁では、カンファレンス鑑定と言って3人程度の鑑定人がその場で議論する方法がとられていますが、これは大病院が多数ある大都市だからできる方法です。札幌では大病院が少ないこと、鑑定人を道外から選任することが多いことなどの事情から、東京地裁のような方法を取ることは現実的には困難です。

費用は誰が負担するのでしょうか。

鑑定の申立人側がとりあえず予納しますが、最終的には訴訟費用の一部として判決で負担を決めることとなります。和解であれば、通常は鑑定の申立人側が負担しますが、事案によっては医療機関側が負担することもあります。なお、費用は30万ないし50万円程度です。

刑事事件となることもありますか。

刑事事件も存在します。医療関係者からは、刑事事件として取り扱われることについて、非常に恐れや反発の声が出ています。近時、無罪判決が続いたこともあり刑事事件として起訴される事例は少なくなってくるのではないのでしょうか。やはり、訴訟のメインは民事訴訟となると思います。

私の弁護士生活の中で携わった医療過誤事件は10件程度ですが、その中で訴訟となったのは4件です。医療関係訴訟を専門的に扱う弁護士は、今後増えてくるとは思いますが、まだ多くはいません。

依頼人には、訴訟となった場合の費用、身体的な負担などを見通しを含めて説明しますが、その時点で訴訟提起をあきらめてしまう人もいます。

医療過誤と交通事故における損害論について伺いたいのですが。

基本的には交通事故の損害論と同様です。また、医療訴訟も交通事故と同様に、保険と切り離しては考えられない状況です。慰謝料の金額についても、様々な議論はありますが、裁判実務としては交通事故の場合と大差ありません。

ADR（裁判外紛争解決手続）との住み分けはどのように考えていますか。

過失の有無については争いがなく、例えば、損害額に争いがある場合などはADRを利用することは考えられますが、過失の有無に争いがある場合や事実関係に争いがある場合などは裁判所での訴訟となるのではないのでしょうか。

弁護士としても、そのような争いのあるものをADRには持って行きません。

### (3) これまでの地方裁判所委員会の結果について

安藤総務課長から、これまでの地方裁判所委員会の活動経過について報告があった。

(4) 次回のテーマについて

これまでのテーマは、裁判所が実情を話しているものが主となっており、委員が意見を言うのは難しいものとなっています。ここを聞きたいというテーマにすべきではないでしょうか。

今回は、これまでの地方裁判所委員会を振り返り、改善できた点を押さえ、改善できなかったのはなぜかを議論するのがよいと考えます。

テーマとして裁判所が説明したいことになるのは仕方ないことではないでしょうか。委員から出た意見には法改正が必要なものもあり、地裁だけではどうにもならないことがあると思います。

今のところは、先ほど言われた「これまでの地方裁判所委員会での協議結果の検証」をテーマにして、次回までに他にテーマとすべき事項が出てくれば差し替えることでよいのではないのでしょうか。

それでは、そのように設定しますが、先ほどの「協議結果の検証」ではテーマとしては抽象的なので、提案された委員からもっと具体的にテーマを設定していただければと思います。

了解しました。

そのテーマとは別に、検察審査会についても取り上げるのはどうかと考えていますがいかがでしょうか。検察審査会法が改正されましたが、裁判員制度に比してあまり知られていないと思えるからです。議論としては、検察審査制度をより知ってもらうためにはどのようにしたらよいかという視点で進めてもらうこととなると思います。

了解しました。

では、次回のテーマは、現在のところ、この2本立てということにします。

(5) 次回の予定について

平成22年6月21日(月)午後3時から開催